

2017 年度 卒業論文

現代日本における子ども自殺の状況と
そこから考えられる状況改善策の提示

慶應義塾大学 法学部 政治学科

塩原良和研究会 8 期

31461964 4 年 J 組

道上 裕章

目次

1.はじめに

1-1. 問題意識

1-2. 「子ども」の定義

2. 現代の日本国内にある子どもの自殺の状況とは

2-1. データからみた、大人の自殺と子どもの自殺

2-2. 現代の日本の子どもたちが過ごす環境と自殺の関係

2-3. 第三者からみた、現代の子ども自殺に対する一般意識と誤解

3. 子ども自殺はどの段階で介入すべきか

4. 最近の自殺対策の具体例と、そこから新たな対策例

4-1.自殺予防教育の浸透

4-2.子どもの「生きる」を直接支える人材

5. おわりに

1.はじめに

1-1.問題意識

私は子どもの自殺について、二つの問題意識を持っている。

まず一つ目は、子どもの自殺数に減少の傾向がみられないことに対してである。

警察庁の統計によれば、日本国内の総自殺者数は減少に向かっているが、子どもの自殺数は600人前後、自殺者全体の2%を推移しており大きな変化はない(警察庁 2017)。なぜ全体数は減少しているにもかかわらず、なぜ子どもの自殺者数には改善の傾向がみられないのだろうか。例えば、子どもというのはその多くが一人で生きていくことは困難で、大人や周りの環境からの支えや保護がないと生きていくことが難しい、というのは考えられる。だが、とはいえ生きることが難しいから自殺するのは仕方ない、数が減らないのは仕方ないというのは無責任に見える。他の年代における自殺者数は状況改善の兆しを見せており、実際に2012年には三万人を下回ったことは話題になった(警察庁 2017)。ということであれば、子どもの自殺を減少させることも決して困難なことではないはずだ。それにもかかわらず、子ども自殺の状況は改善していないといえる。

テレビで子ども自殺が報道されるたびに聞くのは「将来何が起こるか誰にもわからないのに、なぜ子どもの段階で自殺をしてしまうのか」という強い後悔の言葉である。一般の人々から、コメンテーターまでがこの類の言葉を発するのであるが、そんな誰もが悲しみや苦しみを抱く子ども自殺の現状はどうなっているのだろうか。この論文では、その状況や原因について言及したい。

そして二つ目は、自殺に追い込まれるような子どもたちへのサポート体制に対してである。

子どもの生活圏や行動範囲というのはやはり大人に比べてかなり狭いのであり、対人関係や集められる情報というのは大きく限定される。

その中で、例えば精神的な苦痛を背負っていたり、人間関係などで問題が起きたりすると、逃げることや誰かに頼ることが難しかったり、自分の悩みに対する情報を手に入れられなかったりするため、大人よりも強いストレスを抱える可能性が高くなるのである（文部科学省 2007:11）。自殺願望があったわけではないが、自分も中学生や高校生の時に、人に話せず、正しい情報の入手方法もわからず、一人で抱え込むしかなかった悩みがあり、どこにいても大変苦しい思いをした経験がある。青少年期に負ってしまった精神的苦痛や抱えた問題は、解決せず放っておくと人間形成に関係する場合もあり、成人した後に大きく影響を及ぼす可能性も否定できない。子ども自殺の数が近年はあまり変わらないのは、子どもたちにとっての必要な人や居場所の存在、情報提供の方法など、不十分な点がまだまだ存在するからではないかと考えている。そこを改善することで、自殺に追い込まれつつある子どもたちはもちろんのこと、そこまで追い詰められてはいないものの、日常において不安や苦痛を抱えている子どもたちにとっても助けになるかもしれないのであり、子どもたち全体の生活環境の改善が望めるのではないだろうか。

本論文では、自殺に追い込まれるような子どもたちにとってどのような環境・対策が必要なのかを述べていきたい。では、どのような考察をしていけばよieldろうか。私は、自殺について子どもたちが置かれている現状を見るだけではなく、日本国内の他の年齢層における自殺の状況やその性質、なされている対策を検討し、子ども自殺と比較することで浮き彫りになってくるものがあるのではないかと考えている。本論文の2-1から、子どもの自殺と大人の自殺の現状について、まずはデータに沿いながら検討と比較を行っていく。

1-2. 「子ども」の定義

今回の論文においては、「子ども」の定義は「18歳未満の者」とする。

なぜそれを定義するのかというと、「子ども」「未成年」という言葉

が指す年齢の範囲は、法律や政策によって差があるからだ。日本の法律によってその年齢の定義は様々であるが、「年少者」「児童」「未成年者」の定義は、年齢でいうと大きく「20歳未満」もしくは「18歳未満」の二つに分けられる。本論文で使用した自殺者数や自殺率のデータはその性質上「20歳未満」としているが、日本国内における児童福祉法（児童福祉法第二節第四条）や、青少年の権利・保護に関する法律の多くはそれらを「18歳未満の者」と定義しており、同時に国際社会における子どもの定義は「児童の権利に関する条約」（いわゆる「子どもの権利条約」）においても「18歳未満のすべての者」としている（児童の権利に関する条約第一部第一条）。以上の様々な重要法令の定義をもとに、本論文の「子ども」の定義は「18歳未満」とする。

2. 現代の日本国内にある子どもの自殺の状況とは

2-1. データからみた、大人の自殺と子どもの自殺

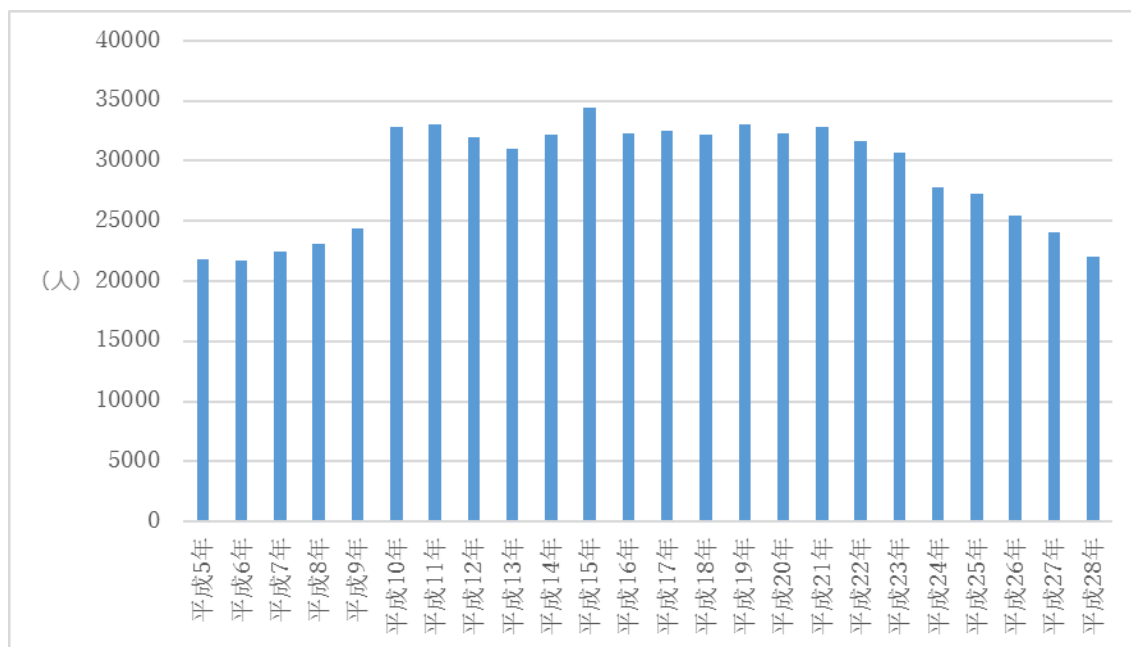


図 2-1. 年次ごとの自殺者総数の推移

出典：警察庁「自殺統計」より作成

まず、警察庁が毎年発表している「自殺統計」を表した図 2-1 を見ていただきたい。これによると、日本での総人口（日本にいる外国人も含む）における自殺者数は 2012 年において 15 年ぶりに 3 万人を下回り、2016 年も 2 万 3971 人と、6 年連続で減少したことが分かっている（警察庁 2017）。理由としては「うつ病など精神疾患を患う人が適切な治療を受けるための体制整備が進んだため」（日本経済新聞 2016.1.15）や「医療の進歩や相談体制の充実が寄与している可能性が示唆される」（内閣府 2016）などがあがっている。ただ、自殺という現象には原因が不明な事例や自殺と扱われない事例も多く、その正確性や信ぴょう性を疑う主張も多い。それを踏まえたとうえで、本論文では毎年公表されている公的なデータに基づいて分析・主張を行っていくことをここに明記しておく。

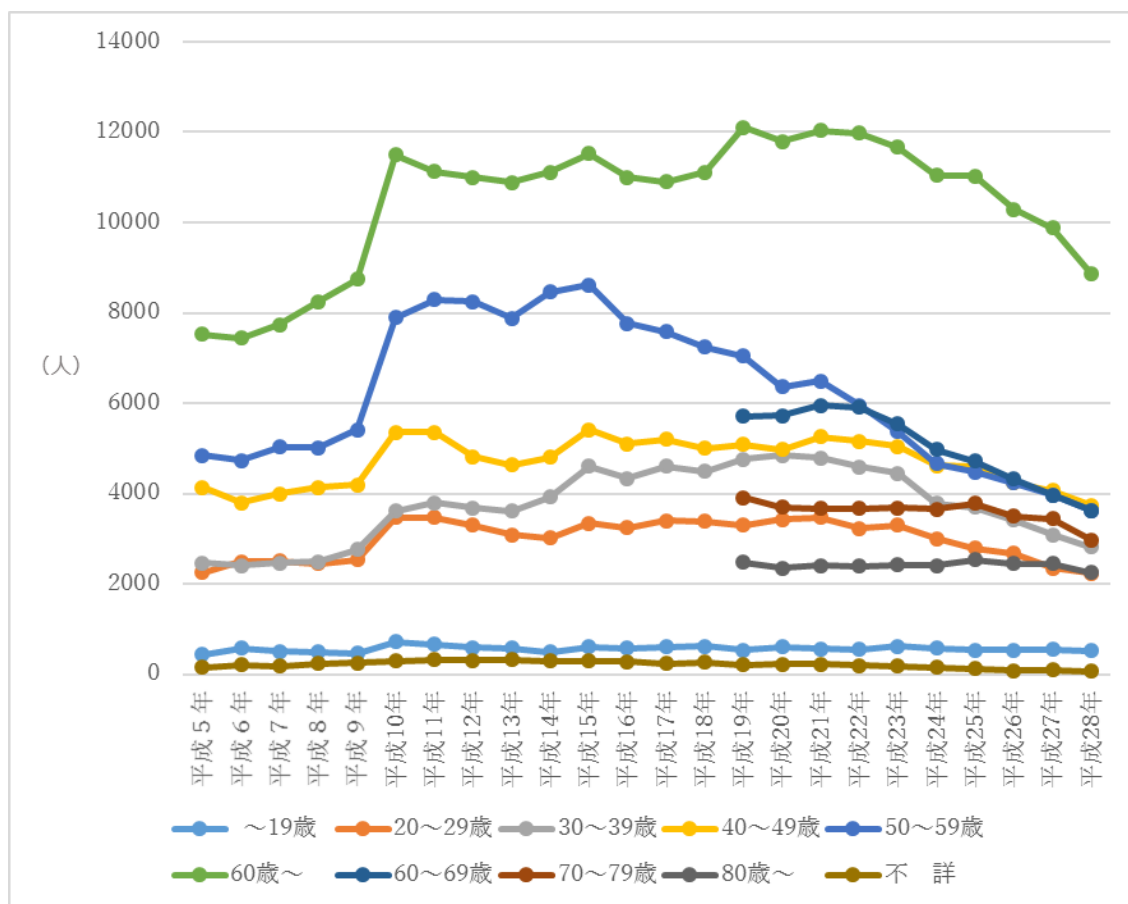


図 2-2. 年齢階級別（10 歳階級）の自殺者数の統計

出典：警察庁「自殺統計」より作成

続いて、年齢階級別の自殺者数の統計を表した図 2-2 を見ていただきたい。これによると、ほとんどの年代層で自殺者数が少しずつ減少しているのがわかる。とはいえ、現代の日本の人口そのものが減少しているため（総務省統計局 2017）、「ただ人口が減少したから自殺数も減少した」という可能性も考えられる。よって、今度は年齢階級別の自殺率を計算した。その結果が、図 2-3 である。この図 2-3 やこれ以降に出てくる年齢別の自殺率は、「全国の年齢別自殺者数÷全国の年齢別人口×100,000」で計算している。つまり、その年代の人口10万人当たりの自殺者を表している。

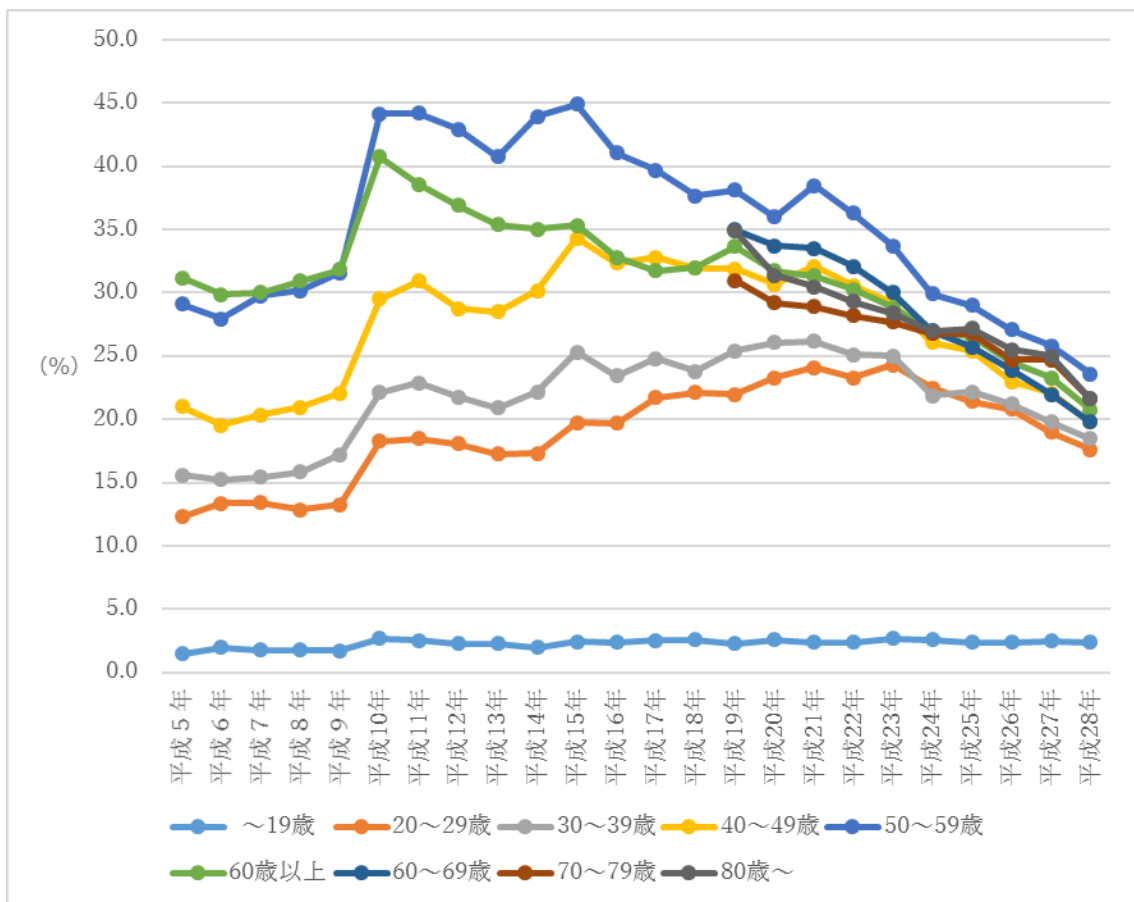


図 2-3.人口 10 万人あたりの年齢階級別（10 歳階級）自殺率の統計

出典：警察庁「自殺統計」及び総務省「人口推計」より作成

図の 2-2 と 2-3 の二つのグラフから考えると、日本の自殺は、ほとんどの年代では数・割合ともに減少しているように見える。特に 40～60 代の間でその数や割合が減っているようだ。また、グラフを見ると、大きく数や割合が変動している点や時期がある。特に平成 9～10 年（1997～1998 年）は、バブル崩壊による景気後退から経済成長率がマイナスに転向した年であり、求人倍率の低下や、会社等の倒産で失業率が 4% と大きい数字を記録した時期であると同時に、消費税率が 5% に引き上げられるなど様々な変化が経済分野で起きたことから、自殺数、自殺率が大きく上昇したのではないかと考えられる（橋本ほか 2005）。

そして、平成 20 年あたりからは多くの層で自殺数・率ともに低下していくのもわかる。この時期の景気変動を見ると、平成 9～10 年ほどの大きな下落はなく落ち着いているか、緩やかに上昇しているとも言える（内閣府経済社会総合研究所景気統計部 2015）。少なからず、景気の変動は自殺数・率にかかわると言えるだろう。景気変動といえは 2009 年に世界経済に大打撃を与えたリーマン・ショックがあげられるが、図の 2-1 から 2-3 を見る限り、50 代で数値が上がっているものの、日本全体の自殺状況に大きな影響を与えているようには見えない。また、日本社会全体に大きな爪痕を残した 2011 年の東日本大震災の影響も、これまで記したデータからは大きな影響を与えたようには見えない。しかしながら、震災が影響で発生するいわゆる「震災自殺」は 2015 年で 23 人、2016 年で 21 人と、20 人前後で起きている。避難生活の長期化などで心のケアなどサポートが必要であり、数年たった今でも依然として深刻な状況であることに変わりはない（産経ニュース 2017）。

さて一方で、20 歳以下の子どもの年齢層ではどうだろうか。図 2-4 で示した 20 歳未満の自殺者数を見ると毎年 600 人前後が自ら命を絶っており、その数にほぼ変化はない（警察庁 2017）。600 人という数は、図 2-2 からわかる通り全体に比べて相当少ない数字であるう

え、図 2-3 で表した子どもの自殺者数の割合は全体の約 2%と低いのである。そのためか、壮年期や老年期における自殺と比較すると注目が向けられることはあまりなかった。

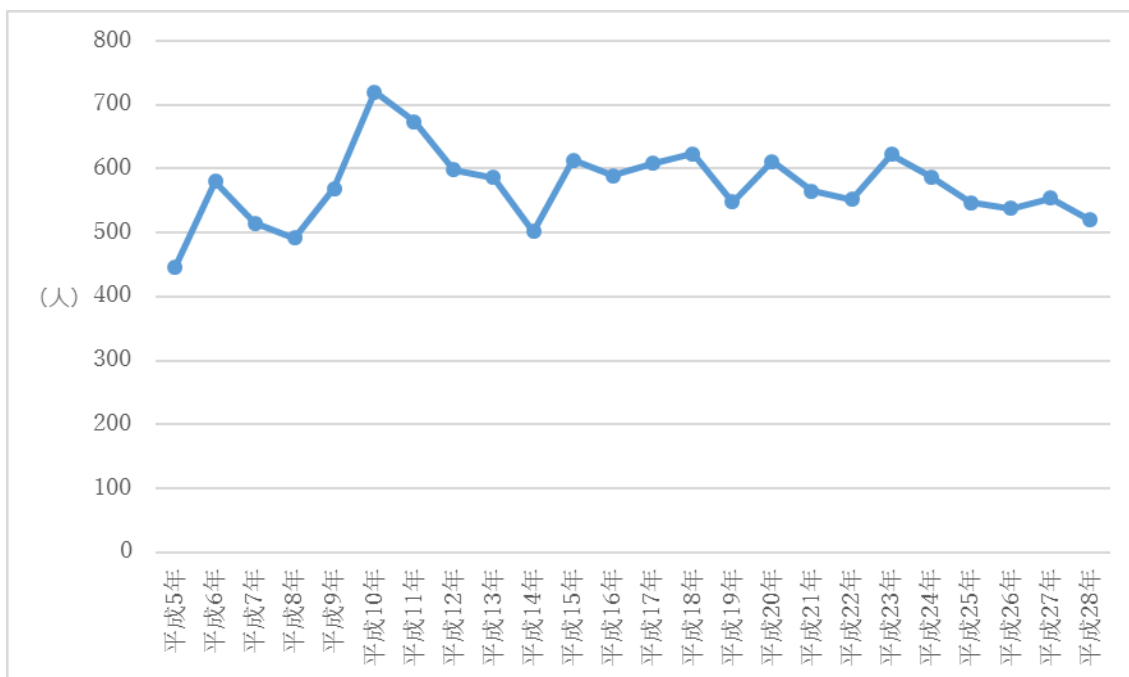


図 2-4. 20 歳未満の自殺者数の統計

出典：警察庁「自殺統計」より作成

また、割合でも見たものが図 2-5 であるが、こちらも子どもの自殺者数を表した図 2-4 と形は大きくは変わっておらず、少子化によって子どもの人口が減っていても率は一定であり、現状は変化していないと言える。また、図 2-3 よりも見やすいこの倍率で見ると、平成 9 年での景気後退の影響は受けている可能性があると考えられるが、その後平成 20 年あたりからの景気が好転していることの影響はあまり受けていないと言えるだろう。

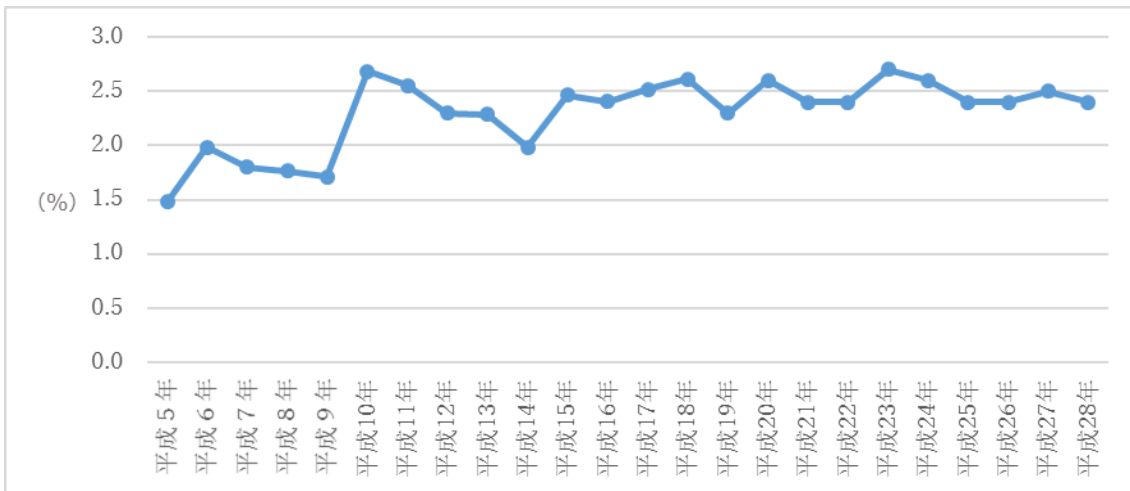


図 2-5. 人口 10 万人あたりの 20 歳未満の自殺率の統計

出典：警察庁「自殺統計」及び総務省「人口推計」より作成

平成 28 年度において 20 歳より上の年代、つまり大人の自殺要因としてあげられるのは、およそ半分ほどが健康問題であり、その次に経済・生活問題が来る（警察庁 2017）。ここでいう健康問題とは、うつ病、統合失調症、依存症、身体の病気や障害など病気の悩みとその影響を指す。経済・生活問題は、就職失敗や失業、事業不振など仕事に関係するものから、負債など金銭的なものまでがあげられる。これに関しては景気動向指数の増減と経済・生活問題を原因とする男性の自殺者数の増減との間に負の相関関係があるということが判明している（内閣府 2016）。

とはいえ、先ほども述べたが、子どもの年代においては自殺数も自殺率も長い間あまり変化していない。図の 2-4 や 2-5 で表したグラフはほぼ横ばいである。これはつまり、大人の自殺数減少に効果を与えた医療の進歩や相談体制の充実、景気や経済分野での変動・変化などは、子どもの自殺については与える効果がないか、または大人へ与える影響ほど大きくはないということが言えるのではないだろうか。子ども自殺と大人の自殺では、原因や影響要因の持つ性質が違うということだ。では、子どもの自殺ではどのようなものが影響しているとして挙げられている

のだろうか。以下の図 2-6 を見ていただきたい。

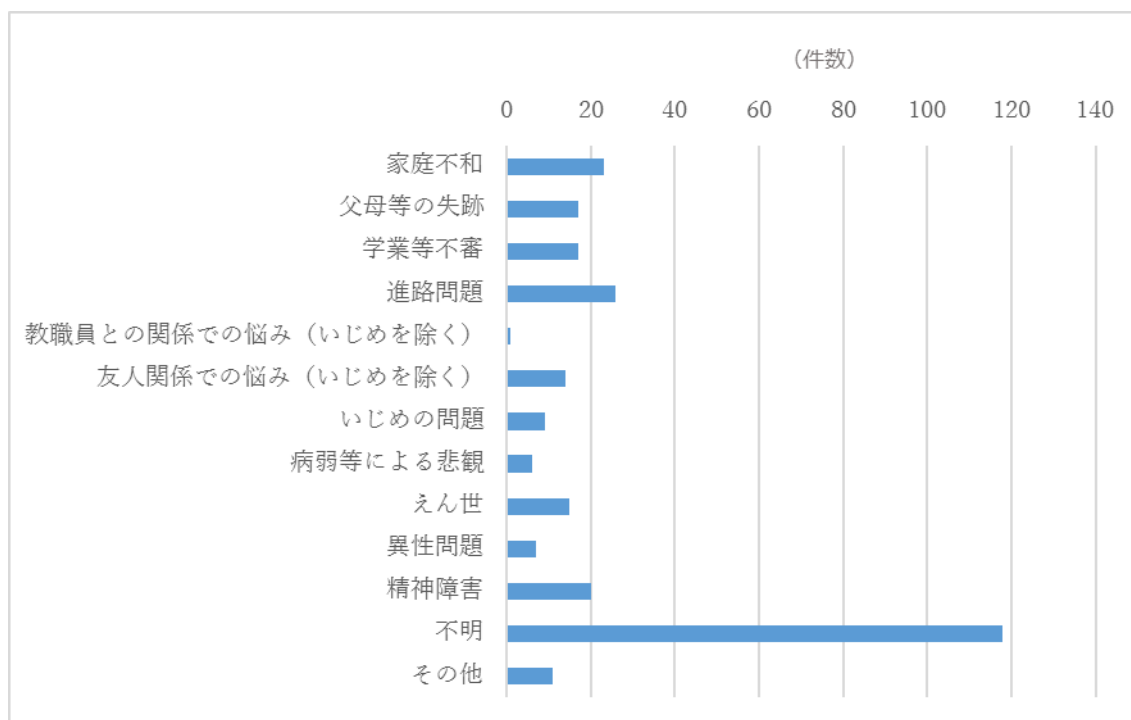


図 2-6. 小・中・高等学校における生徒の自殺の原因

出典：文部科学省『平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について』より作成

内閣府が毎年発表する「自殺対策白書」において、小・中学生の自殺の原因は「家庭生活」「学校生活」など身の周りの環境に関連するものが一定数あることが、高校生の原因は「(学業や進路などの) 将来に向けた不安」「学業不振」「うつ病」など、学校や人間関係に関連するものが原因とされる自殺が多いということが報告されている(内閣府、2015)。図の 2-6 から見ても、子どもの自殺の原因は、大人の自殺の原因として多かった健康や経済・生活に関するものではなく、内閣府の報告通り家庭生活や学校・学業に関するものが原因として多いことがわかる。

また、特に不明の件数がずば抜けて多いことも無視できない。警察庁が発表する「自殺統計」を作成する際「自殺統計原票」というものを作成し、それを集めて数値化する方式をとっているのだが、その中身は詳

細に記入される必要があり、自殺の「原因・動機」についても三つまで選べる選択式をとっている。併せてその原因・動機の判断には客観的な資料が必要だ。遺書やメールなど、本人の書いたものはもちろん、生前の言動、日記、メモなども加えてもよい。だが「これらが見つからずに判断材料がない」とされた場合、自殺の原因や動機が不明なものとして、統計がとられるのである（野上 2016:248）。

つまり、明確な原因・動機が分かっているもの以外はすべて、「不明」として投げ込まれてしまうのだ。ではなぜ、子どもの自殺では原因や動機が不明確な事例が多いのだろうか。それに関しては 2-3 の後半部分で述べるのでそちらを参照されたい。

いずれにせよ、大人世代と子ども世代の環境が違うから自殺要因も変わってくる、ということはもちろんであるが、それなら子どもの自殺に合わせた対策がなされ、数に変化があってもおかしくはない。大人の自殺へは対策が講じられ、数も減っているのだ。子どもの年代に合わせた対策も、大人の年代になされたのと同様に何かしら行われてもよいはずであり、もし仮にすでに行われているのであれば、多少は効果があってもよいのではないだろうか。次の 2-2 では、データからは見えない子どもの自殺の状況を探っていく。

2-2. 現代の日本の子どもたちが過ごす環境と自殺の関係

浜松医科大学で教授である大原健四郎は自殺研究の第一人者として知られ、うつや心理学・自殺など多くの分野にわたる著作を出したとともに、早くから自殺の低年齢化傾向や子どもの自殺について注目をしていた。そんな彼は自身の著作の中で、未成年の自殺の三つの傾向をまとめている（大原 1980）。一つ目は神経症的態度を原因とする自殺、二つ目は社会全体に対する攻撃性がくみ取れる自殺、三つめは進学状況の深刻化や恋愛感情の早熟化、成人社会へ早期に巻き込まれる現象による低年齢化した自殺である。その他、ドラマや映画の中で起きるフィクシ

ヨンとしての死しか知らなかったり、「人は死なない」「人は死んでも生き返ることができる」と思っていたりする子どもたちの増加や「あこがれ死」といった新しい子ども自殺のタイプも出てきている（那須、2004:69-70）。大原によれば、生きているか死んでいるかの認識は年齢によって変わってくるし、死んだあと「肉体は消えても魂が行きつく世界がある」と思っている事例も少なくないという（大原 1979:62-64）。

2-1の後半でも述べたが、内閣府による調査結果では、小、中学生は家庭や学校に関係する事柄が原因で自殺が起こるということがわかっており、高校生は学校の成績や卒業後の進路への悩み、そして対人関係や失恋の問題、うつ病などの精神疾患が自殺の原因としてあげられている。また、小学生や中学生に多かった家庭環境の問題や親子関係の不和などの要因は、高校生になると比率としては少なくなっていることが分かっている。子どもが自殺した際に疑われがちな「いじめ」は、確かに自殺の原因として挙げられるものの、年齢や性別にかかわらずその比率は最下位に近い（内閣府 2016）。

社会学者エミール・デュルケムは、その代表的な著作である『自殺論』の中で、社会が近代化し、資本主義が急激に拡大をしてきたことで、長い間根付いていた伝統的共同体の結びつきがほどけ、個々人の関係性が希薄（個人化の進行）になったと指摘した。そして、その急激で「病的」とも言える社会構造の変化と社会規範の弛緩、崩壊により個人欲求の適切なコントロールが効かなくなり、度重なる幻滅やむなしさをおぼえて自殺する「アノミー的自殺」についての考え方を新たに提示したのである（宮島 1979）。

子どもだけに限った話ではないが、人間は人と人とのつながりがあって生きている。その中で家庭は、何よりも衣食住をその場所で行う生活の要となる。もし、保護者など家族との関係でうまくいかないことがあり、自宅で過ごすことができないとなれば、子どもたちは何に頼ればよいのだろうか。学校に関しても家庭と同様、子どもたちが過ごす時間が

多い場所の一つであることには変わりはない。家庭とは違い、勉強や学生生活を通して、知識や社会性を身に着けたり、自分の人間関係を広めたりして自らのアイデンティティと形成させると同時に、将来のことを考え、決断していく大切な場所となる。実際の学校、学級の様子を見れば、時間をかけて、教師と子ども、または子ども同士の関係性において、お互いに認め合うやり取りがなされることで多くの子どもたちがそこに愛着を持ち、自分の居場所、または私たちの学校、学級という意識を抱きながら生活している（南本・伴 2002：95）。

とはいえ学校という場所は、生徒自身が選ぶのではなく学校側の判断により選択されるものとして考えるとすれば、子どもたちは自分の選択した場所ではないところに入れられるため、愛着を感じたり居心地が良いと思えたりすることはないという可能性があると言われているかもしれない。そして、現代の社会構造の変化により、子どもたちの周りにある環境の高速な変化は、アイデンティティの形成を妨げ、社会・人とのつながりがより一層もろいものになる可能性を高くする（宮島 1979：96）と同時に、自分がどの集団に所属するのか判別が難しくなり、社会と距離をおく、つまりひきこもりや不登校など、自殺の原因ともなりやすい前段階に進むかもしれないのだ。学校、学級において居場所を作れず、集団から漏れてしまった際には、自らの拠り所を作れず、学校や学級以外のところにほかの居場所を求めざるを得ない状況になることにつながる可能性がある。

また、1960年代ごろから高校進学率が（文部科学省 2007）、少し遅れて1970年代ごろから大学進学率が徐々に伸びていき（文部科学省 2008）、その意味では少しずつ日本の教育機会は平等になったといえる。しかしながら「平等はより多くの人を競争社会へと導き入れるための前提条件であり、平等を社会の理念としない限り、競争は社会的に機能し得ない」（南本・伴 2002：138）ともいえるのだ。つまり、教育機会の格差是正の批判を受け、すべての子どもに対する平等化の結果、様々

な場面においての競争が噴出したことから、学校という環境に合わない子どもや教育競争に打ち勝てずあふれてしまった子ども、また学校環境への疑問感を抱く子どもが数字として増えたということが考えられる（南本・伴 2002：103,142）。

20世紀後半に活躍した思想家であるイヴァン・イリイチは、学校という制度が社会における価値そのものと結び付けられ、教育機会の平等化が学校やその後の社会的地位の配分量を決定づけるものであると批判し、なおかつその学校化社会から外れた人やものへの差別や偏見が合法的なものになってしまうとしたうえで、学校化制度からの脱出を主張する「脱学校論」を提案した（Illich 1971=1977）。つまり、学校教育がほぼすべての子どもに平等に与えられたと同時に競争構造に組み込まれてしまったのである。現在の日本では、そこからあふれてしまったり、逸れてしまったりした子どもは社会から否定的な目で見られ、平等な目で見られないというのが現状なのではないだろうか。家庭生活や、学校生活の不安定さ、人間関係の不安定さは、自殺の原因として多くあげられる項目であり、軽視することはできない。

以上のことから、環境や考え方、個人の在り方など様々なものが常に見まぐるしく変化し続けている時代の中で、学校という場所や、学校と家庭間の関係性について、一度見つめ直す必要があるのではないかと私は考えている。とはいえ、まだ子どもの自殺において誤解や穴の開いた認識が多く、見つめ直すと言っても壁の高い状況であるのも事実である。次の2-3では、子どもの自殺について実際にはどのような認識がなされているかを考えていく。

2-3. 第三者からみた、現代の子ども自殺に対する一般意識と誤解

子どもたちの自殺理由としてまず思い浮かぶのは「いじめ」ではないだろうか。最近では子どもの自殺が発生すると原因はいじめではないかと疑われるのが大半である。マスメディアの報道の仕方や事件の捜査段

階にもその傾向が表れ、さらにいくつかのウェブメディアでは子どもの自殺原因についていじめがトップではないことを見出しにしている記事も散見される（平川 2015;高橋 2016）。これは、「いじめが子どもの自殺原因においてトップだというふわりとした認識が一般にあるが、データを見るとそうではない」というギャップがそこに存在しており、さらにニュースバリューがあるからこそ見出しとして扱われるとも考えられる。だが、前に示した図 2-6 を見ればわかるとおり、本来はいじめより学業不振や親子関係の不和のほうが原因としての数が多い。友人関係の不和やいじめによる自殺がそのあとに続くが、不登校を理由にした自殺の数も実は決して少なくはない。このイメージと事実の乖離は子どもの自殺問題を論じる研究者の間では「通説」とされている。子どものいじめ自殺のインパクトに影響されて湧いた強い共感と野次馬的関心、メディアによる騒ぎ立てが、「いじめ=自殺」というイメージを深めてしまったのである（元森、2016:179-182、219）。

ところで、自殺についての誤解や認識のずれは最近の話ではなく、昔から多く存在していたのである。2-2 で紹介した大原は、彼自身が行った講義の中で、自殺の科学的根拠についてその実態や実験を重ねた結果から、いくつかの間違ひがあると指摘している。

よく「一度自殺に失敗すると、二度と自殺しない」といわれますが、決してそんなことはありません。ついでに申しますと、「死にたいと言う者に死んだためしはない」といわれますが、これも間違いで、いわゆる「自殺の予告兆候」を示して自殺した例は沢山あります（大原 1979: 5）。

このように 1979 年の時点、またはそれ以前でも、既に子どもの自殺について誤解が人々の中で生まれていたということが読み取れる。現代においても同じ誤解があるとし、文部科学省など様々な機関がリーフレ

ットを作成し注意を呼びかけていることも少なくないが、それにもかかわらず自殺ということがタブー視され、問題を抱えても助けを求めるのは恥ずかしいことだという意識が強い。仮に子どもから訴えがあったとしても「弱音」「なまけ」とみなされ理解されにくい状況もある（植木 2009: 25）。

また、第三者がとるべき対応や、コミュニケーションの取り方、子どもを保護するための連携の取り方など、自殺に追い込まれている子どもたちへの接し方がわからなかったり、誤解されていたりすることが多いこともあり、さらに事態を困難にさせているケースも見られる。なぜなら、「子どもの自殺を大人が取り上げるとかえって自殺の危険がなかった子どもに自殺衝動を掻き立てる恐れがあるのではないか」と危惧され、消極的な見解がしばしばなされてきた（文部科学省 2007:2）ためである。そういうことから自殺予防教育はタブー視される傾向があり、大人たち自身にとっても苦手意識があったり、「自分には教えられない」といった声があったりするのだ。様々な情報が手に入る今日でさえ、自殺に対する精神状態や対応の仕方に誤解があるという状態は改善されていないと言える。

保護者や学校での教員など、子どもたちと接することの多い大人にとって、仮に子どもたちが自殺のサインを出していた際には確実に感知してあげられるようになっておくことは必要不可欠ではないか。そして、子どもたち自身を対象にした教育も必要だ。アメリカのカリフォルニア州では実際にこの取り組みが行われた。アメリカでも子どもたちに直接自殺について勉強してもらうことには抵抗を感じるという声が多かったが、子どもたちを対象にした教育こそ自殺予防対策には必要不可欠だということになり、進められた（文部科学省 2016）。

また、子どもの自殺だけに限った話ではないが、自殺の原因について「the last straw」という考え方が重要視される。これは、ラクダの背中に荷物をどんどん載せていくのだが、重さに耐えられる限界が来ると、

最後にたったわら 1 本でも乗せるとラクダの背骨が折れてしまうというたとえである。直訳は「最後の一本のわら」であるが、自殺の比喩的表現なのだ（文部科学省 2007:5）。自殺は、自殺傾向という、いわば自殺への準備の意識のようなものが形成され、それに直接的な動機、つまり成績が悪かった、失恋したなどのきっかけが発生すると自殺という行為につながるという流れがある。

一般的に、何らかの子ども自殺が起きた場合、いじめがあったかを疑ったり、学校での直前に起きた出来事が何だったのか、それが原因ではないかと考えようとしたりする傾向が強いとされている。しかしながら、実際は自殺に至るまでは様々な経験からの要因があるのであり、それがラクダの荷物のようにのしかかっているいき、ある時一本のわらのような簡単なきっかけが自殺の引き金になってしまったと考えたほうが、自殺を考えるにあたって適切とされている。大原は直接的な動機の元として、「依存対象の破壊」が挙げられるとしている（大原、1979：13）が、これは自分にとって大切な人から怒られたり嫌われたりして距離が離れ、孤独さを味わうことや、仲間はずれやいじめ、その他何らかの理由で自分にとって必要な環境に身をおくことができなくなるなどが考えられる。

そもそも、自殺という行為が持つ特徴として「残念ながら当事者以外は、自殺に至るまでのプロセスを捉えることができない」という点があり、その意味付けは、自殺という行為が社会の受け止められる際に周囲の人間の持つ様々な客観的情報によって行われる（伊藤 2000）というものである。子どもにおける自殺の多くは、様々な動機や理由が、長い時間をかけて複数かかわりあっているのである。そして、かつ上記の「最後の一本のわら」のような、特に自殺の原因とは深くかかわらないような事態がきっかけになることもあるため、外部から自殺の理由を導き出すのは、本来かなり困難なものなのである。そのうえ、子どもの自殺においては自殺の原因や動機に関する判断資料が残されていないことが多

い。特に10代前半の子どもはその傾向が強いため、突発的な自殺であると考えられがちなのである（文部科学省 2007）。

これらのことから、図の2-6において「不明」の件数が特に多い理由の一つは自殺の複雑性という特徴のためではないかと考えることができるだろう。2-1の後半部分において警察庁の統計資料では明確な自殺の動機・原因が確認されないと、それらは「不明」として扱われてしまうことを述べてきたが、「原因が不詳」「よくわかっていない」ということは、これまで記述してきた通り「自殺という行為が一つの原因によるものではなく、様々なものがかかわり連鎖する中で発生することが多いものである」という特徴を持っているため、明確な原因を特定することができない」ということが一つの理由として挙げられる。文部科学省の児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が発表した子どもの自殺に関する報告の中には「児童生徒の自殺が生じる背景として、学校要因、家庭要因、個人要因（性格、精神疾患等）などが複雑に関連しあっていることが一般的である」（文部科学省 2014）との記載があり、改めて自殺の原因を一つに特定することが容易なものではないということが考えられる。そして、子どもの文章表現能力が大人と比べて劣る可能性が高いことを考えると、自殺の原因を判明させることはさらに困難さを増すことになるのだろう。

また、図の2-6において「不明」の件数が明らかに多いことから考えられることとして、学校の管理能力の問題がある。学校という社会では様々な人間関係が存在する環境であるが、「不明」が多いことは、その中で教員など学校側が生徒の異変に気付くことはできていないということの意味するのだろうか。ポイントとして挙げられるのは、事態の早急な沈静化と不透明さ、ということである（朝日新聞 2010）。図の2-6を見ると、学校という環境が自殺の原因と密接に結びついている可能性が高いのは「教職員との関係の悩み（自殺を除く）」「いじめの問題」などであるが、いずれも割合としては低いものである。割合が多い他の項目

は家庭環境とも結びつきが強いものであり、自殺原因を特定しようとすることは同時に家庭環境の問題にも足を踏み入れるということが多く、学校側として調べにくいということだ。さらにその調べにくい状況の中で、自殺ということそのものが周りの子どもたちや家庭に大きなショックを与え続け、問題の深刻化につながってしまうことも懸念すべきことだ。結果、学校側と外部が分けられ秘密裏に素早い調査が行われたり、第三者に調査を委託していることを理由に学校側が対応に応じなかったりするケースも存在するという（朝日新聞 2010）。これらのことが、子どもの自殺の原因が突き止めることの困難さを表しているのではないだろうか。

20歳以上の大人の自殺の原因が不詳であるケースは子どもの層と比べると近年減少傾向にあり、さらに子どものように、「不明」という項目が一番多いわけではない（内閣府 2016）。原因が明確なものが多ければ多いほど、その対策も立てやすくなる。だが反対に、自殺の動機や原因が確認できない、もしくはわかりにくいということは、子どもの自殺数を減少させることの困難さを高めていることにつながってくるとも言えるだろう。

整理すると、自殺は、単独の理由だけではなく、様々な要因が絡まり徐々に発生確率が高まっていくという特徴を持つ。さらにいえば、子どもは大人と比較すると自分の感情を明確に残す能力がまだ乏しいし、それを残す手段の可能性も大人と比べると低いため、自殺の理由が明確でない確率が高くなる。そして、学校という環境と家庭を含む外部との隔たりがある場合、状況はさらに不透明になりやすい。以上の点から、子ども自殺の原因において、統計上「不明」という事例が多くなってしまい、その解決が困難を極めているのではないかと考えられる。

以上を見てきたように、子ども自殺における一般認識には穴が数多く存在することがわかるし、はっきりしていない部分も多いのが事実である。とはいえ、それらをそのままに放っておくわけにはいかない。それ

では、まずどの時点でどのような対策が必要になってくるのか。3では、自殺対策の段階について検討する。

3.子ども自殺はどの段階で介入すべきか

自殺予防学の中では予防の段階を三つに分けており、プリベンション、インターベンション、ポストベンションと言われている。プリベンションは一次予防、つまり事前に自殺の要因になりそうなものを発見し除去することであり、自殺予防教育なども含まれる。インターベンションは二次的予防、つまり自殺が起こる可能性が高いと思われる人のもとへ介入し、その可能性を下げて自殺を防ぐことである。そしてポストベンションは三次予防、つまり万が一自殺が起きてしまった場合、遺された他の人々における心理的影響をできるだけ軽減することである（本橋ほか2006：43）。

私は、この三段階の中で最初の段階であるプリベンションと、その次段階のインターベンションの連携がある環境を作り上げることが特に重要であると考えている。最初の段階で対策を練り基盤を作っておくこと、そして自殺の危険性の有無にかかわらずあらゆる人々が自殺に対しての知識や実態の情報を身につけておくこと、この二つこそが、自殺減少に結びつく第一歩ではないだろうか。この先自殺が自分に起こるかもしれないことであるということを知覚するだけで、気の持ちようや対処の仕方は変わってくるだろうし、自殺が友達や家族に起こるかもしれないこと、すぐ隣の誰かにも起こるかもしれないことだと考えておくことで、緊急時にも対応しやすくなっていくに違いない。

そして、仮にその環境下で自殺の危険性が高い人が現れた場合、プリベンションで作り上げられた関係性、正しい知識をもとに、周りの人間が安全な体制や環境を構成していき、その可能性を軽減するべく必要な状態にしていく流れが重要ではないだろうか。ポストベンションは、プリベンションによる体制・環境づくりが成されてないうちには整備しづ

らく、仮にそこに力を入れたとしても基礎が出来上がっていないので効果が出にくいはずだ。

2-1 や 2-3 で述べたように、日本国内ではうつ病対策や、ストレス軽減への対策など、精神・心理的影響を緩和し、自殺を防ごうとする動きにだんだんと力がそそがれるようになっており、その結果、自殺数はだんだんと減少している。しかしながら、その内容は二次予防（インターベンション）的な対策なものが中心であり、精神医学的な方面からの対策がなされていることが多い（本橋ほか 2006：43,72）。また、日本だけに限った話ではないが、そもそも自殺というものが宗教的な理由や、社会的、文化的に触れてはいけないタブーであるという認識が大きく存在している。そしてその影響で、いざ必要に応じて教えようということになっても、正しい知識を所持していない、そのために伝えられない…という悪循環に陥り、結局は対策が何も進まなくなってしまう。このことも、自殺予防への対策を進めにくい原因の一つになっていると言えるだろう。

悩みや苦しみを抱えている子どもたちに対応できるようにするインターベンション的対策はもちろん必須なことであるが、そこだけのみならず、プリベンション的対策として生きることや死ぬことを考えたり、生命そのものがどのようなものか、その尊さを学んだりすることも必ず重要になるであろう。その連携こそが必要であると考え。では、具体的にどのようなものが対策としてよいだろうか。もともと日本国内で行われている対策事例から、今後においても効果がありそうな対策を考えていく。

4.最近の自殺対策の具体例と、そこから考えられる新たな対策例

4-1.自殺予防教育の浸透

日本では2000年から「健康日本21」という健康施策が行われている。この「健康日本21」の総論の前段階に、以下の内容が書かれている。

健康日本 21 は、新世紀の道標となる健康施策、すなわち、21 世紀において日本に住む一人ひとりの健康を実現するための、新しい考え方による国民健康づくり運動である（健康日本 21 推進全国連絡協議会 2001）。

とあり、さらにその下には、

厚生省では約 1 年半にわたって、多数の有識者や専門家により、日本のこれまでの健康づくりの実績や世界の公衆衛生活動の成果を踏まえて、高齢に達せずに死亡する早世と障害を減らし、人生の中で健康で障害のない期間、いわゆる健康寿命を延伸するために具体的な方策について議論を重ねてきた。今回、その成果を基に、国民、そして健康に関連する様々な団体に対する提言としてまとめたものである（健康日本 21 推進全国連絡協議会 2001）。

と書かれている。施策は様々なジャンルに分けられていたが、自殺予防については独立した章が設けられなかった。とはいえ、文章には自殺者数を軽減させる目標が書かれている。

この「健康日本 21」に沿った形で、もともと自殺率が他地域より高い東北地方、さらに北東北三県が自殺対策に大きく踏み切った。中でも、秋田県では「健康秋田 21」として対策をした結果、大きく自殺者数を減らすことができたのである（本橋ほか 2006）。

具体的に秋田県ではどのようなことをしたのだろうか。「健康秋田 21」では、基本的な考え方として、以下を述べている。

社会的側面からの自殺予防対策としては、人生の各段階において、家庭や職場、地域の社会的支援を得られやすい環境づくり（ソーシ

ャルネットワークづくり)を推進していくことが重要です(秋田県 2008)。

また、続けて、

心配ごとや悩みごとを聴いてくれる人、ちょっとした用事や留守番を頼める人、寝込んだとき看病してくれる人など、家族、友人、地域などの身近な人たちの社会的支援を得ながら、生活を楽しめるような環境を整えていくことが求められています。

県民一人ひとりが個人の尊厳といのちの大切さを再認識しながら、自殺のサインや適切な対応法などについての理解を十分に深め、自殺予防という課題に積極的にかかわっていくことが必要です(秋田県 2008)。

ということが述べられている。つまり、一部の特定の間人だけではなく、県民全体に正しい知識の定着や理解を求めているのだ。具体的な方法としては、6つのモデル町を決定して、その町内の全戸へリーフレットを配布し、住民への啓発を積極的に行ったり、町民の精神状態を伺う調査を実行したりした。また、そのような広報活動に合わせて、正しい知識や対応方法を身に着けている人、例えばゲートキーパーと呼ばれる人を中心に養成し、活躍させた(本橋 2016)。ゲートキーパーについては4-2で改めて述べるが、結果、施策が行われた地域では、自殺率が4年間で47%低下したということになった(本橋 2016)と同時に、人々の意識の中に存在していた自殺そのものに対する嫌悪感やためらいが次第に晴れていったのだ。また、調査を行うことで実際に自殺への危険性が高い人と接することもできたという(本橋ほか 2006)。正しい知識の定着を行うことで可能となった、うつ病や自殺への偏見の除去と、個人や地区ごとでの介入・連携が功を奏した。これはまさしく、プリベ

ンションからのインターベンションという流れができ、成功した一例ではないかと言える。

とはいえ、これを日本全国で行えるかと言うと、人口規模を中心に様々な要素が異なってくるし、特に住民への精神状態を直接伺う機会などを設けるのは難しい。リーフレットを全国の人へ届けるのも困難であるし、子どもだけ、というのも簡単ではない。子どもだけに対象を絞るのではなく、その環境を取り巻く大人たちも、正しい対応方法や知識を知っておいてもらう必要があるはずだ。学校内で自殺予防の教育を行い、正しい情報や考え方を提供していくのも一つの手だろう。というのも、一度に多くの人に「命の大切さを知ってほしい！」「自殺は誰にでも起こる！」と伝えるのはあまり効果がないのではないかもしれないからだ。様々な年齢、生活習慣、仕事、所属、価値観など多種多様な人々が生きる社会の中で、ひとつのものをすべての人に提供するのではなかなか浸透しない。本当であれば、その年代などある程度大きな区切りに分けて伝え方を考えていったほうが比較的受け入れてもらいやすくなるが、それは一時的な対策にすぎないかもしれない。それであれば、教育をする段階で正しい知識を身につけてもらうのが、一番効率が良いのではないだろうか。

また、ここで忘れてはいけないのが、「死を意識する子どもは少なくない」ということだ。

本論の冒頭でも記述した、子どもの自殺が報道される際に聞かれる「どうして子どものうちに死んでしまうのか」という発言は、「子どもが自殺することはない、死のうとなんて考えない」という認識から来るものもあるのではないだろうか。もし、「子どもでも死にたい、死のうと考えることもあるのだ」ということを知っていたら、子ども自殺に対する認識や対策もまた違ったものになるのではないだろうか。

あるアンケート調査では、大阪府内の子どもへ「よく死にたいと思う」という質問をしたのに対し、小学生は「はい」が3.3%、「時々」が12.5%、

中学生は「はい」が 6.9%、「時々」が 14.9%という結果になったことを伝えている（田中ほか 2002）。どちらも 20%近くの子どもが、死ぬことを考えたことが時々でもあるというのだ。

これまででも何度も述べたが、自殺についての知識を広めたり、教育の中で交えたりすることは、かえって自殺の要因を刺激し、悪影響を与えるのではないか、ということも心配されることもあろう。だが、仮に自分が自殺を考えるようになり、自分も周りも正しい知識を持っていない、誰に相談すればよいかかわからないという場合、そのタブー視が結果として自殺の可能性をより高めてしまうという状況を作ってしまうことへとつながりかねない。自殺の予防教育や、自殺への正しい知識の定着と理解、話せる人が身近にいるという環境づくりなどは、自殺予防を進めていく上で必須のことである。正しい対処方法や身近な相談相手を知らないよりは知っているほうが良いではないだろうか。その環境を活用する必要がある、ないにかかわらず、である。

活用する必要がない方がいいに越したことはないが、いざというときに知識や環境が整っていた方がずっといいだろう。プリベンション的な対応として必要なのは、いざ自分が、そして他人が、困ったり辛い思いをしたりしたときにまずどうすればいいのか、どこに頼ればいいのかを知っておいてもらうこと、ではないだろうか。

4-2.子どもの「生きる」を直接支える人材

現在日本国内で行われている自殺の対策は、電話やメール、直接での相談など様々なケースでの窓口の充実や広報、啓発活動の活発化やイベントの開催、様々な団体との連携、その他法律面での議論、予算の審議など、長い間行われ続けてきたものがある。そのような中で、自殺の対策事例や子どもの生活を支える人々の例として、私が注目したいものが二つある。一つは「ゲートキーパー」、もう一つは「スクールソーシャルワーカー」である。

近年、自殺対策に効果があるとして「ゲートキーパー」と呼ばれる人々の役割が重要視されるようになってきた。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をしていく人である。具体的には、悩んでいる人に「気づき」、声をかけたり話を聞いたりすることでその人の思いを「受け止め」、必要な支援に「つなぐ」ことができる人のこと（内閣府 2011）を指している。東京都が行ったアンケートでは、自殺防止対策において有効な手段だと思われるものについて、ゲートキーパーは「自殺相談ダイヤルによる電話相談」に次いで約6割の人が効果に期待をしている（東京都 2017）という結果が出た。となると、ゲートキーパーが今後もより注目される存在であることは明確だ。4-1で述べた秋田県の施策においても、多大なる効果を引き出した存在である。学校という環境の中で、教員や生徒を対象とした教材や講習などを実行したり、保護者を対象に、子どもたちとのコミュニケーションの取り方を学んでもらったりなどのサポート対策が少しずつ始められている中、内閣府や各自治体を中心にゲートキーパー育成が進められていたり、NPO法人として育成を行っていたりするケースもある。学校における人間関係や、学校に直接関係する学業などの問題を抱えている子どもにとっては、ゲートキーパーの存在は一種の拠り所、つながりとなりうるかもしれない。仮にある子どもが深刻な状況にあることが判明すれば、ゲートキーパーの手によって第三者への連絡も可能であるはずであり、適切な対応ができる可能性が高くなる。学校やそれ以外の場所においてこのような役割の人を置くことは、自殺数を減らす対策の一つとして有効であるように見える。

とはいえ、そこまでうまくいくのだろうか、という懸念が残る。例えば、そう簡単に困っている人や悩んでいそうな人を見つけ、話を聞いて一緒に受け止め、次へつなげていくことができるだろうか、という懸念だ。また、ゲートキーパーの養成を促すガイドラインを見ても、大人対大人のやり取り例は書いてあるが、大人対子ども、または子ども対子ども

もの例にはほとんど触れられていない（厚生労働省 2013）。しかしながら、現実にはそのような子どもを相手にしたケースも多くあるだろう。それらを想定しないわけにはいかない。今後子ども自殺の対策として考えるならば、対子どものケースに特化したゲートキーパーも養成することが必須になってくるのではないだろうか。

続いて注目したいのは、「スクールソーシャルワーカー」と呼ばれる人である。彼らも、子どもたちの学校生活にかかわる問題に寄り添い、サポートができるような役割を持てるのではないだろうかと考えている。既存の制度としてスクールカウンセラーという人々が配置されていることがあるが、そもそもスクールソーシャルワーカーとは、「子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家」であるとされ、子どもの過ごす環境に目を配り、異変があれば次の段階につなげたり、問題の危険度によってはスクールソーシャルワーカー自身が早期に対応したりしてことが仕事となる（朝日新聞 2015.12.11）。そう考えると、スクールカウンセラーとはまた少し、手の届く場所が変わってくるともいえる。図 2-6 を振り返ってみると、子ども自殺の要因としてあがるのは家庭の不和や、学業不振、進路問題、人間関係などであった。それらを考えると、スクールソーシャルワーカーがそこへ介入できる余地はあるのではないか。スクールソーシャルワーカーは直接子どもの自殺問題対策にかかわるわけではないが、不登校や虐待、進路など学校や家族関係における問題への対策や支援を専門としていることと、子どもの自殺要因が学校内で起きているものも多いことを考えると、彼らの存在は状況改善の一助へとつながっていくと考えることもできるだろう。

この二つの人々が増え、子どもたちの周りやその家庭、学校などで役割を発揮すれば、子どもたちの生活環境は何もないよりずっと過ごしやすいものに変化するのではないだろうか。学校や家庭において、何か問題を抱えた際には効果的な対応がすぐにできる可能性が高まるだろう。

しかしながら、これでは学校で居場所を見つけられず、学校に来ることが難しくなってしまった子どもたちへの対応が難しいのではないだろうかと考えたのである。

アメリカでは「ホームスクーリング」という制度が積極的に行われている。このホームスクーリングとは、公立私立問わず、またいっさい学校に頼らずに家庭内で子どもの教育を行う、というものである（南本・伴 2002：111）。アメリカでは公立学校に対する不信感を中心にこのホームスクーリングが多く家庭に広がっており、心配された学力の向上の問題も実際にはなく、教育費用も削減できるなどのメリットが多い。学校という一社会に参加しないということが、子どもの社会性をはぐくまないのでないかという考え方に対して、歴代大統領の例から否定される研究が存在する（南本・伴 2002：113）。家庭内で教育を行うことができるというのは、日本では今までにあまり例を見ないものである。

このようなホームスクーリングという仕組みは一見、学校教育からあふれてしまった子どもにとって適切な対応ができるように見えるかもしれない。だが、日本の義務教育は学校という場所にのみ行われているため、子どもたちが学校に通わなくなった際、義務教育を受けたと認められなくなり、日本社会から一気に遮断される可能性も非常に高いのである。また、ホームスクーリングは外に出なくてもよい、コミュニティの中に所属する機会が減るということを意味すると捉えられるかもしれない。そうするとたとえ科学的な研究が存在していても、それでも社会性ははぐくまれにくいのではないか？という懸念、そして反対意見がどうしても、少しずつ生まれてくるだろう。とはいえ「では学校社会というものが確実に正しい社会性をはぐくむのか？」という疑問や、学年による区別や先生と生徒という形式的な関係の限界性も指摘されている（吉井 2000）。また、日本ではアメリカのような個人主義的な社会意識が薄く、また学校に行かない不登校や中退などということが大きなマイナ

スに見られがちである。先ほど述べたアメリカでの研究では、このホームスクーリングが社会性の育成を阻むことはないという研究が出ているが、日本とアメリカのもつ国民性や生活環境は大きく違うため、日本でもうまくいくとは言えない。となると、このホームスクーリングが素晴らしい！すぐ導入しよう！というわけにはいかないだろう。

しかしながら、このアメリカのある種柔軟な体制や考え方というのは、日本にも必要かもしれないと私は考える。ホームスクーリングを考えることは、日本の義務教育の在り方にある種の別視点を生むかもしれない。例えば現在の日本の高校では全日制一定時制一通信制という区別や、普通科ではなく工業科や商業科など、より就職に特化した科を置く学校などがある。このように多種多様な制度があるが、「不登校」「学校に行かない」というケースに対応した教育の制度は、現在の日本にはまだまだ少ないし、人々の中の価値観の中にもまだあまり根付いていないように思う。このホームスクーリングを日本式に組み替えて入れることが実現するかどうかを考えることは、子どもを取り巻く環境を見直すことや変化をもたらすことにつながるかもしれないだろうし、それが子どもの「生きる」を支える一つの手段ともなりうるだろう。イギリスやフランスでは、教育義務はあるものの就学義務はない。学校ではなく家庭など別の方法で義務教育を達成する仕組みがとられているし、アメリカではホームスクーリングはすべての州で就学義務の免除対象として認められている。また、その中のほとんどで共通するのは、適切な学力が身についているかの確認が定期的に入るということだ（文部科学省 2009）。つまり、家庭で教育しっぱなし、というわけではない。現在の日本では学校だけではなく様々な学習ツールがあることから、学校以外の教育の可能性も見出せそうだ。

ここで日本でも近年増加している、NPO 団体などが運営する「フリースクール」というものについて述べておきたい。フリースクールとは主に不登校の子どもたちにとって居場所として機能している、一つの教育

の在り方である。特徴としては、入学資格を特に設けておらず様々な年齢や年代の子どもが集まっていることや、学校と違って決まったカリキュラムやプログラムを持っていないことなどがあげられるが、学校教育法上では、フリースクールは公的な「学校」としては認められていない。また、義務教育課程の子どもであれば、もともと通っていた小中学校に籍を置いたままフリースクールに通うことができるのである。学校に出席していることと同等であると認める出席認定についても、小中学校は1992年から、高等学校についても2009年と、徐々にフリースクールの立場が確立されているものへと変化してきている（LITALICO 発達ナビ 2017）。フリースクールの在籍人数は2015年の調査で4196人の子どもが通っており、やむを得ない理由で調査に応じなかった件を含めばさらに多くの子どもがそこを居場所としていると考えられるのだ。また、法律上では「学校」として認められていないフリースクールへの通学が出席扱いとして認められているのは在籍人数の約半分である2341人だった（日本経済新聞 2015）。

高校でも出席認定がされるようになったフリースクールではあるが、義務教育課程内の小中学校とは違って、学校に在籍することは可能でも、卒業資格を得ることはできないというのが現在の日本の制度である。日本には高等学校卒業程度認定試験という、高校卒業者と同程度の学力があるかどうかを判断するものがあるが、高校の卒業資格を得るには、フリースクールに通学する子どもはその試験を受けるという流れが必要であるのだ。それはフリースクールに通うという要素の上に試験を突破しなければならないという要素がのしかかってくることであり、彼ら彼女らにとっての負担になることもあるのではないか。

不登校の子どもの数は、平成28年度の統計によると中学校が一番多く（103,24人、4.9%）で、その次に高校生（48,579人、1.47%）と小学生（31,151人、0.48%）となっている（文部科学省 2017）。中学校の不登校生徒の割合が多いにもかかわらず、高校で減少するのは、

その中学校で不登校になった生徒が進学しないケースも多く考えられるためだといわれている(通信制高校ナビ 2018)。そのことを考えると、高校生の年代にあたる子どもたちにとって、フリースクールが卒業資格として認められることは大きな意味を持つことができるのではないだろうか。「学校に行かない」という選択肢がもっと効力を持って立場を獲得していくことにも、教育制度を柔軟に変化させていく大きな可能性があるのだと私は考えている。とはいえ、繰り返し記述しているが、その選択肢を考えることは日本にとってまだ一般的ではない。日本のフリースクールの立ち上げの中心人物であった奥地圭子は、海外と比較しながら日本国内の教育観と学校の在り方の偏りを問題視し「不登校が問題ではなく、子ども達のニーズに応える政府立学校以外の学びの場が多様にならないことが問題なのです」(奥地 2005:201)と指摘している。この点は、ホームスクーリングが日本でも適用するかどうかを考える際にも強く関連するだろう。「あくまでも『不登校』『学校に行かない』という状態は直されるべきであり、学校に子どもたちは行くべきである」という考え方が日本には根強いが、徐々にそれ以外の選択肢を広げようとしている人がいるし、現にそのような学校以外での居場所を必要としている子どもたちも存在するのである。学校のほかにも豊富な選択肢を用意できるようにしていくことは、我々にとってそこまで困難なことではないのではないか。

以上、ゲートキーパーとスクールソーシャルワーカー、そして海外のホームスクーリングと日本のフリースクールについて検討を重ねてきた。どれもまだ日本の中ではそこまでメジャーではないものだ。しかし、対子どもに特化したゲートキーパーやスクールソーシャルワーカーは、子どもの自殺要因から考えると自殺を食い止める効果は大いに予想できるし、ホームスクーリングやフリースクールの拡大についても、学校という環境や学習成績などで突きつけられる問題をうまく回避し、子どもたちにとって次につながられる一つの手段となりうるのではないか。

ただ、スクールソーシャルワーカーは、ほとんどが社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を有する人が担うものであるが、ゲートキーパーやホームスクーリングを行う側の人には、特に制度的な何かがあるわけでもないし、資格として必要なものもない。また、ゲートキーパーは国という大きなバックがあり、日本全体で推進されているが、ホームスクーリングはその存在さえも疑いをかけられがち、拒否感を抱かれがちである。私は、双方においてその信頼性を高めるうえでもう少し認知度を上げる必要があると思うし、ゲートキーパーについては一種の資格化か、そこまでしなくても固定の認定プロセスを作成し、それを通して認定できる、というような制度化が必要になると考える。ホームスクーリングについても海外で確認されている効果を日本でも発揮できるか検討を繰り返し、導入できるのかできないのかを吟味する必要がある。そのうえで、フリースクールという現行の仕組みも含めて、少しずつ教育の在り方の多様性を訴えながら示していかなければ、学校教育以外の選択肢もあるという柔軟な考え方は広がっていくことは遠い未来のことになってしまうだろう。

子どもたちの取り巻く学校や家庭、またはそれ以外の環境において、様々な可能性を人々が考え、それに対して柔軟な姿勢をとっていくことが、子どもの自殺を減少させることにつながっていくのではないだろうか。

5.おわりに

自殺は、自殺傾向が形成され、それに直接的な動機が発生すると自殺という行為につながるという流れがあるということはこれまでに説明してきた。今日では「学校に通わなくてもよい、休んでもよい」と投げかけ、精神的なプレッシャーを感じている子どもたちのための居場所を提供できるようにしようとする団体も存在する（毎日新聞 2016.8.29）。

国際社会学者である宮島喬は、デュルケムの自殺論をもとに、

およそ自殺の生じないような社会は存在しない。そして、知られているかぎり、ヨーロッパの諸民族にはつねに一定程度の自殺の潮流は存在しつづけてきた。したがって、ヨーロッパ諸社会にとって、自殺は正常な構造の一要素をなしている。(宮島 1979:178)

と述べている。当時のヨーロッパにおいて、自殺は社会の構造の一つとしてデュルケムは捉えていた。人が死ぬことは確かに当たり前で避けられないものということであり、社会がすべての人間にとって幸福なものとなることは極めて難しい。だが、日本社会の全体の自殺数が減っても子どもの自殺数は大きく減少しないことはやはり問題があるように考えられ、改善の余地があるのではないかと改めて主張したい。

とはいえ、一人ひとりによって置かれる立場や状況は違うのであり、人それぞれ持つ性格や気持ちも変化してくるのである。そうであれば、その一人ひとりにできるだけ対応することが可能になるよう、様々な役割を持ちながら子どもと一緒に過ごしていける人々を増やしたり、子どもの生活する環境をより柔軟に変化させていったりすることが必要になっていくはずだ。

子どもが精神的に負担を抱えていたり、家庭や学校など身の周りの環境で起きていることにストレスを感じていたりする際、子どもたちは他人からの反応を引き出す行動を起こそうとする。これがより深まるとリストカットのような自傷行為や、家出などの目立つ行為となるが、そのほかにも、体をつねったり、髪の毛を抜こうとしたりするなど、一見自傷とはわからない行為も、周りに自分の状態を伝えたいがために行う行為の一種であると言える(植木 2009:31)。

繰り返すが、このような子どもの小さな変化などを見極めるには、常に子どもたちの行動を見守り、変化に気付けるような環境にしていく必

要がある。そのためには、やはり家庭や学校における周囲の観察、ゲートキーパーやスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーなど、問題に気付き、つなぐといった専門的な知識を得た人々の存在や力がポイントとなってくるだろう。子どもの小さい変化に気付けるようになるためにはやはりある程度の予備知識を持っているうえで、常に子どもと接していることが必要になってくるのであり、それらがあることで、子どもの自殺要因である家庭や学校環境の問題や学業に対する不安、他者との関係における苦しみなどを抱えている子どもたちにすばやく反応できるようになるのではないだろうか。そして現在の日本で増加しつつあるフリースクールや、日本ではまだ浸透していないホームスクーリングの在り方を考えることから、学校教育と子どもたちとの関係性についても考え、日本の教育制度の柔軟性を改めて問うことができるのではないだろうか。

しかしながら、一般的に自殺に対する知識や対策方法、自殺の可能性がある子どもやそうでなくても何かに悩んでいたたり苦しんでいたたりしている子どもに表れる態度などの知識はまだまだ広まっておらず、自殺に対する誤解などもまだまだ根強く社会に残っており、保護者側や学校側、社会への正しい対応も難しいというのが現状だ。自殺についての認識は偏ったものが多いことはこれまでの内容で述べてきた。これから必要になることは、まず人々の知識や自殺に対する姿勢を更新すること、そして学校内でのサポート、学校外の地域におけるサポートを整備することが同時に必要になるのではないだろうか。さらには「不登校」や「学校に行かない」など、教育競争からあふれてしまったケースや、学校教育に馴染めなくなったケースに対して、学校という環境以外にも選択肢があるような社会づくり、そしてそのケースに対する人々の否定的な意識の改善も必要である。

本論文で述べてきたことが、子どもの自殺予防をはじめとした様々な子どもの問題の対策として必ずや大切なものになるはずだと、私は確信

している。

参考文献

- ・ 秋田県、2008、『健康秋田 21 計画改定版——健康長寿あきたの実現をめざして——』
- ・ 朝日新聞、2010年2月8日、「我が子はなぜ死んだのか 子どもの自殺 第三者調査検討」
- ・ 朝日新聞、2015年12月11日、「SSW『学校に必要な職業』 中教審、法令に明記求める答申案 【名古屋】」
- ・ 伊藤茂樹、2000、「子どもの自殺の社会的意味」『駒澤大學教育学研究論集』16：23-47
- ・ 植木理恵、2009、『小学生が「うつ」で自殺している——臨床現場からの緊急報告』扶桑社出版
- ・ 大原健士郎、1979、『児童精神医学シリーズ3——子どもの自殺』安田生命社会事業団
- ・ 大原健士郎、1980、『自殺者の心理——現代のエスプリ No.151 現代の自殺』至文堂
- ・ 奥地圭子、2005、『不登校という生き方——教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版2
- ・ 粕谷貴志、2015、「子どもの自殺予防の現状と課題」『奈良教育大学教職大学院研究紀要「学校教育実践研究」』7：93-98.
- ・ 門田光司・奥村賢一、2009、『スクールソーシャルワーカーのしごと——学校ソーシャルワーク実践ガイド——』中央法規出版株式会社
- ・ 木下智彰、2013、「児童の心の居場所をつくる教育実践の検討」『奈良教育大学教職大学院研究紀要「学校教育実践研究」』5：31-40.
- ・ 警察庁、2017、『平成28年中における自殺の状況』
- ・ 健康日本 21 推進全国連絡協議会、2001、『健康日本 21——総論——』
- ・ 志水宏吉、2010、『学校にできること——一人称の教育社会学』株式

会社角川学芸出版

- ・ 住田正樹、2014、『子ども社会学の現在——いじめ・問題行動・育児不安の構造』九州大学出版会
- ・ 田中英高・寺島繁典・竹中義人・永井章・Borres Magnus、2002、「日本の子どもの自殺願望の歯池に関する一考察——日本-スウェーデンのアンケート調査から——(パネルディスカッションⅢ/ライフサイクルと現代の諸問題)『心身医学』42(5):293-300
- ・ 東京都福祉保健局、2017、『自殺対策に関する意識調査 インターネット福祉保健モニター アンケート結果』
- ・ 内閣府、2015、『平成27年版自殺対策白書』
- ・ 内閣府経済社会総合研究所景気統計部、2015、『景気動向指数——平成27年度5月分(速報)』
- ・ 内閣府自殺対策推進部、2013、『ゲートキーパー養成研修用テキスト(第3版)』
- ・ 那須光章、2004、『子どもと若者支援の心理学』北大路書房
- ・ 日本経済新聞、2016年1月15日、「自殺者数、6年連続で減少 15年2万3971人」
- ・ 野上元、2016、『自殺に対応する——様々な現場、無意識の協働』貞包英之・元森絵里子・野上元、『自殺の歴史社会学——「意志」のゆくえ』青弓社、233-275
- ・ 橋本康男・竹島正、2005、『分担研究協力報告——自殺増加の社会的要因についての検討』自殺総合対策推進センター
- ・ 毎日新聞、2016年8月29日、「自分の命、守ろう 子どもの自殺、9月1日に突出 NPOが駆け込み居場所」
- ・ 南本長穂・伴恒信編、2002、『子ども支援の教育社会学』北大路書房
- ・ 宮島喬、1979、『デュルケム自殺論』有斐閣新書
- ・ 本橋豊・高橋祥友・中山健夫・川上憲人・金子善博、2006、『STOP!

自殺——世界と日本の取り組み～』海鳴社

- ・元森絵里子、2016、『自殺を予見する——現代のいじめ自殺訴訟と子ども・教育』貞包英之・元森絵里子・野上元、『自殺の歴史社会学——「意志」のゆくえ』青弓社、179-232
- ・文部科学省、2007、『子どもの自殺予防のための取組に向けて——第1次報告』
- ・文部科学省、2008、『大学・短期大学等の入学者数及び進学率の推移』
- ・文部科学省、2009、『高等学校教育の現状』
- ・文部科学省、2014、『「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」及び「子供の自殺等の実態分析」について』
- ・文部科学省、2015、『学校基本調査』
- ・文部科学省、2017、『平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（速報値）について』
- ・吉井健治、2000、「日本におけるホームスクールの可能性と課題——ホームスクールの一事例を通じて」『社会関係研究』熊本学園大学社会関係学会、6（1・2）：55-76
- ・Illich, Ivan, 1971, *Deschooling Society*: New York, Harper & Row. (= 1977、東洋・小澤周三訳『脱学校の社会』東京創元社)
- ・Risacher, Hélène et Lasbats Chantal, 1992, *Le suicide des jeunes*, Paris: SYROS JEUNESSE. (= 1997、白根美保子・中井珠子訳『自殺する子供たち——自殺大国フランスのケア・レポート』筑摩書房)
- ・産経ニュース、2017年3月24日、「【東日本大震災6年】——昨年の震災関連自殺者21人 宮城8人、福島7人、岩手6人」、(2018年1月25日取得、
<http://www.sankei.com/affairs/news/170324/afr1703240018-n1.html>)
- ・総務省統計局、「人口推計 長期時系列データ 我が国の推計人口（大

- 正9年～平成12年)第3表 年齢(5歳階級及び3区分)、男女別人口(各年10月1日現在)——総人口(大正9年～平成12年)」、(2017年12月11日取得、
[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=00000090004
&cycode=0](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=00000090004&cycode=0))
- ・総務省統計局、「日本の統計2017 第2章 人口と世帯 2-1 人口の推移と将来人口」、(2017年12月11日取得、
<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>)
 - ・総務省統計局、「人口推計 長期時系列データ(平成12年～27) 第3表 年齢(5歳階級及び3区分)、男女別人口(各年10月1日現在)——総人口、日本人人口(平成12年～27年)」、(2017年12月11日取得、
[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001039703
&cycode=0](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001039703&cycode=0))
 - ・総務省統計局、「人口推計(平成28年10月1日現在) 第3表 年齢(5歳階級)、男女別人口及び割合——総人口(各年10月1日現在)」、(2017年12月11日取得、
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001177743>)
 - ・高橋ゆうき、2016年11月24日、「【ニュース】子どもの自殺の背景の1位は『いじめ』ではなく『進路問題』」、FEELY、(2017年12月20日取得、
<https://feely.jp/4584/>)
 - ・通信制高校ナビ、「文部科学省による不登校の統計(平成28年確定値発表)」、(2018年1月25日取得、
<https://www.tsuushinsei-navi.com/futoukou/toukei.php>)
 - ・日本経済新聞、2015年8月6日、「フリースクールに小中学生4000人超 文科省の実態調査」、(2018年1月25日取得、
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG05H81_V00C15A8CR8000/)

- ・ 平川裕貴、2015年12月1日、「子どもの自殺原因は『イジメ』より『親子の問題』が多い！日本の自殺率が高い3つの理由」、ハピママ*、（2017年12月20日取得、<http://ure.pia.co.jp/articles/-/49451>）
- ・ 本橋豊、2016年6月21日、「自殺対策基本法10年 今後の課題」、NHK解説委員室 解説アーカイブス、（2017年12月25日取得、<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/247374.html>）
- ・ 文部科学省、2009、「諸外国の事例について」、（2017年12月25日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/06042105/009.htm#top）
- ・ LITALICO 発達ナビ、2017年1月30日、「フリースクールとは？不登校の子どものための授業内容、費用や利用方法、在籍校の出席認定について解説」、（2018年1月25日取得、
<https://h-navi.jp/column/article/35026124>）